

今こそ組合に
団結しよう！

かしな

全日本金属情報機器
労働組合（JMIU）
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL：03-3583-9037
FAX：03-5562-0853

定価 月 500円

会社が謝罪文揭示

都労委に続き中労委も
不当労働行為認定で

「かいな」前号にて既報の通り、中央労働委員会（中労委）は7月10日、解雇予告通知を受けた組合員に関する団体交渉を会社が拒否したことが不当労働行為にあたると認め、組合に対する謝罪文の揭示を会社に命じました。これを受け会社は7月17日から26日まで下記の内容の謝罪文を箱崎本社に掲示しました。

平成27年7月17日

全日本金属情報機器労働組合
中央執行委員長 生熊 茂実 殿

全日本金属情報機器労働組合東京地方本部
執行委員長 小山内 文春 殿

全日本金属情報機器労働組合日本アイビーエム支部
中央執行委員長 大岡 義久 殿

日本アイ・ビー・エム株式会社
代表取締役 与那嶺 ポール

当社が、平成24年9月18日から同月20日までの間に、貴組合らの組合員●●●●氏、同●●●●氏、同●●●●氏、同●●●●氏、同●●●●氏及び同●●●●氏（全日本金属情報機器労働組合日本アイビーエム支部書記次長）に対して、それぞれ行った解雇予告通知の件について、貴組合らから、同月18日から同月21日の間に、同月21日に予定されていた団体交渉の議題として協議するよう申入れがあったことに対して、これを受け入れなかったことは、中央労働委員会において、不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないようにします。

会社は謝罪文を揭示したものの、その場所には社員が普段通る通路よりも5、6メートルも離れており、しかも3段階段を下ったフロアで、まづ気がつかず、気がついたとしても字が読めないばかりか、脇に常にガードマンが立っており、近づくことさえはばかれる雰囲気の中で揭示されました。ここに紹介するとともに、各事業所の組合掲示板にも掲示しています。

ので、ぜひご覧ください。38ページにもおよぶ中労委命令書は「再発を抑制する必要がある」と将来に渡り会社を拘束しており組合との協議を尽くさず解雇はできなくなりました。またRAが実施され、多くの相談が寄せられています。組合に加入すれば団体交渉で会社と協議できます。組合に加入して安心しましょう。



大崎前でスピーカー宣伝とチラシ配布

大崎駅前宣伝 関心高くチラシが不足

18時半からJR大崎駅南改札口前で、毎月恒例の駅前宣伝行動を行いました。これはIBMで起きているロックアウト解雇や賃金減額、RAPプログラムの不当性を世間に訴えるため、毎月1回、山手線沿線でスピーカー宣伝とチラシ配布を行っているものです。今回は8月の盛夏とい

うことで、改札内の冷気が流れ出てくる大崎駅南改札口での宣伝行動を計画しました。大崎はビジネス街でもあるため、チラシのとりがよく、終了予定15分前にすべてのチラシを配布し終わりました。関心も高く、通り過ぎて戻ってきてチラシを取ってくれる人も多かったです。

JALシンポジウム報告
行き過ぎた
成果主義
空の安全脅かす

8月10日18時半から神保町の日本教育会館一ツ橋ホールで、「JAL不当解雇撤回 シンポジウム 8・10 明日への誓い」が開催されました。これは御巢鷹山事故30周年を振り返ると共に、JALの不当解雇の撤回を求めるものです。JAL不当解雇撤回裁判は、東京地裁・高裁で不当判決が出され、最高裁への上告も不当に棄却



JALシンポジウム「8・10明日への誓い」

されました。裁判闘争は終了しましたが、労働闘争は続いています。IBMと同様、行き過ぎた成果主義の結果、骨折したパイロットが旅客機を操縦したり、燃料節約のために台風を迂回せず、その中を突っ切るなど、空の安全を脅かす事態が相

つたです。前回の品川駅前宣伝では、観光で来ていると思われる5歳ぐらいの外国人の女の子が「ちようだい」とビラを取りに来てくれましたが、今回はそのような出来事は無かったです。

組合なんでも相談窓口

事業所名	職場名	氏名	電話番号
本社	GTSビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
本社	SWGグローバル・ライセンシング事業部ELAソリューションズ	大場 伸子	206-4650
幕張	価格計画 S&D価格計画	石原 隆行	205-6483
(豊洲)	TSDL ISEL・System技術	大岡 義久(※9月より本社)	(1801-2359)
名古屋	GBS. インダストリアル・アプリケーション開発	板倉 浩	205-2205
大阪	GFS. 西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	505-5420
大阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	205-5204
組合事務所 連絡先	TEL:03-3583-9037(月～金 13時～16時) FAX:03-5562-0853		
	メール: jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp ウェブサイト: http://www.jmiu-ibm.org/		

注)上記窓口は、事業所にご来らず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

法律相談	労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます(お手数ですが電話予約をお願いします)
東京法律事務所	弁護士 水口 洋介、今泉 義竜、本田 伊孝 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL:03-3355-0611代 ウェブサイト: http://tokyolaw.gr.jp/
岡田尚法律事務所	弁護士 岡田 尚 神奈川県横浜市中区太田町1-10 NGS太田町ビル5階 TEL:045-222-7577



次いでいます。御巢鷹山事故の再発防止と、不当解雇撤回を求め、盛況のうちに閉会しました。

裁判を通じてわかったことは解雇理由はまさに針小棒大なもののばかりで、その基となる低評価の方法はまさしく恣意的で、低評価をつけられた方は、実感としてわかると思います▼またPIPの署名欄や所属長とのメールの中に「PIPを実施しなかった場合は、懲罰を行う」と書いてありませんか？PIPの実態は、業績改善の機会ではなく「達成できなかった場合は減給・降格・解雇がありうる」ことへの同意の強要です▼先日社長名で「会社が組合に行ったことは不当労働行為と認定されました。以後はこのようなことがないようになります」と謝罪文を揭示しましたが、このことから会社は組合の団体交渉要求を拒否できなくなりました▼もし所属長からPIPを提案されたら、至急組合に加入し、団体交渉権を行使しましょう。(X)

